きらりとちぎ人

岩舟武蔵太鼓　打頭（大太鼓一本打ち　日本一）

上光（かみひかる）さん

全国各地の大太鼓コンテストに出場し、今年北海道で行われた「第11回大太鼓一本打ち全国大会」の優勝で合計10回目の優勝タイトルを手に。

【コンテストは魅せる競技】

全国各地で大太鼓のコンテストがありますが、各会場に準備された大太鼓があるため、バチだけ手にして、「刀を持った侍」の気持ちで向かいます。大太鼓のコンテストは「魅せる競技」。ただリズムよく叩けばいいという訳ではありません。審査基準は大きく分けて「心・技・体」という分類があり、礼儀・気迫・技術テクニックと曲の構成・姿勢・音・腕の振り・衣装など、細かい動作１つ１つを審査されるので、コンテストでは、自分がどう見られているかを常に意識して演奏しています。

【作曲で音楽の幅を広げる】

私は５歳から太鼓を学びましたが、20歳頃までは、いわゆる昔ながらの日本の曲で演奏をしていました。その後、新しい創作和太鼓の曲が作りたくなり、テープレコーダーに自分の声を録音し、作曲を始めました。

10年前にアフリカの太鼓「ジェンベ」を学んだのをきっかけに、世界のリズムについてとても興味をもち、音楽の幅が更に広がりました。仕事中や運転中に音楽が生まれることが多く、すぐにスマホに口伝（くでん）として録音しています。曲は、あくまでもストーリー性を重視。コンテストでお客さんが飽きないように、いかに魅了できるかを考えて作曲しています。

【栃木市に太鼓の伝統を残したい】

仕事から帰ると、自分の練習も含め毎日稽古場を開いており、お弟子さんも全国から来てくれています。今はインターネットの動画を見て、海外からもファンが訪れることもあります。

うちは妻、６年生の娘、２年生の息子、５歳の息子、そして両親や弟夫婦も叩けるので、まさに太鼓一族ですが、今が一番幸せだなあと感じています。

栃木市には太鼓製造会社もありますし、太鼓の伝統を受け継ぐ人がたくさん育ってくれることが私の夢ですね。

Happy子育て 50 ～お子さんに3つのタイを～

人は、生きていく上で「3つのタイ」を無意識のうちに、欲していると言われています。「ほめられタイ」「認められタイ」「役に立ちタイ」の3つです。

子どもが「ほめられタイ」という「心で何かをした時、「ありがとう…。」「よくできたね。」など、と言いながら頭をなでてあげるととてもうれしそうな顔をします。笑顔で「また、お願い」などの言葉も添えてほめると効果大です。

また、子どもが何か新しいことをやった時には「見て、見て」と自分から言ってきます。これが「認められタイ」という欲求です。だれかに認められることで、「生きがい」や「喜び」を感じます。そして、どんなことにも意欲をもってやろうとします。

そして「人の役に立ちタイ」です。人ががんばる理由は、何だと思いますか？自分のため…。しかし、自分のためだけだと力が十分に発揮されません。自分以外の人のためにもがんばろうと思うともっと大きな力がわいてきます。がんばっている様子を見つけ、その過程をほめてやることがとても大切です。

何かをやってくれた時、やっている時、「ありがとう」「あなたのおかげで楽しかった」「あなたのおかげで助かった」「あなたがいてくれてよかった」などの声かけをしましょう。人の役に立ちたいと思う心をさらに、広げていきます。

本　生涯学習課　☎(21)2490

相談業務の案内

相談は気軽にどうぞ。相談は無料で、秘密は厳守します。
住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所／問合先
○市民法律相談（事前に要予約）（弁護士が法的な見解等を助言）	12月8日(木) 10：00～12：00	岩舟健康福祉センター 遊楽々館／岩舟市民生活課☎(55)7763
	12月9日(金) 10：00～12：00	本庁舎／市民生活課☎(21)2122
	12月14日(水) 10：00～12：00	都賀総合支所／都賀市民生活課☎(29)1124
	12月19日(月) 10：00～12：00	藤岡公民館／藤岡市民生活課☎(62)0905
	12月22日(木) 10：00～12：00	本庁舎／市民生活課☎(21)2122
	1月11日(水) 10：00～12：00	西方総合支所／西方市民生活課☎(92)0308
	1月13日(金) 10：00～12：00	本庁舎／市民生活課☎(21)2122
	1月19日(木) 10：00～12：00	大平隣保館☎(43)6611 0120 0120-46-7830
○総合相談（行政・人権・家庭児童・青少年）	12月9日(金)22日(木) 10：00～12：00	本庁舎／市民生活課☎(21)2122
○宅地建物相談（事前に要予約）（土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談）	12月9日(金) 10：00～12：00	
○合同相談（行政・人権・心配・困りごと）※12月13日は移動県民相談あり	12月13日(火) 9：30～11：30	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館／大平市民生活課☎(43)9211
	12月27日(火) 9：30～11：30	社会福祉協議会都賀支所／都賀市民生活課☎(29)1124
	12月19日(月) 13：00～15：00	西方総合支所／西方市民生活課☎(92)0308
	12月8日(木) 13：30～15：30	岩舟健康福祉センター 遊楽々館／岩舟市民生活課☎(55)7763
○市民相談（日常生活の問題など）	月～金曜日 9：00～17：00	本庁舎市民相談室／市民生活課☎(21)2122
○消費生活相談	月～金曜日 9：00～16：00	入舟庁舎／消費生活センター☎(23)8899
○年金相談	12月13日(火) 10：00～12：00	大平隣保館☎(43)6611 0120 0120-46-7830
○外国人相談	12月17日(土) 20：00～22：00	大平隣保館☎(43)6611 0120 0120-46-7830
○行政相談	12月22日(木) 10：00～12：00	藤岡公民館／藤岡市民生活課☎(62)0905
○人権相談	月～金曜日 8：30～17：15	大平隣保館☎(43)6611 0120 0120-46-7830 厚生センター☎(24)2444 人権・男女共同参画課☎(21)2161
	12月14日(水) 10：00～12：00	藤岡公民館／人権・男女共同参画課☎(21)2161
○いじめ相談電話 土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX	月～金曜日 9：00～17：00	本庁舎／青少年育成センター☎(24)0667 FAX (21)2690
○青少年相談（非行問題・不登校など）	月～金曜日 9：00～17：00	本庁舎／青少年育成センター☎(23)6566 FAX (21)2690
○家庭児童相談（0～17歳の子どもとその家族）	月～金曜日 9：00～16：00	本庁舎／家庭児童相談室（子育て支援課内）☎(21)2227
○ドメスティック・バイオレンス相談（配偶者等からの暴力）	月～金曜日 9：00～16：00	本庁舎／子育て支援課☎(21)2229
○障がい児者相談	月～金曜日 8：30～17：15	本庁舎／障がい児者相談支援センター（障がい福祉課内）☎(21)2235、(21)2236、(21)2208
○就労支援相談（事前に要予約）（40歳未満の就労相談）	第1・3月曜日(祝日を除く) 13：00～21：00 第1・3土曜日(祝日を除く) 17：00～21：00	栃木勤労青少年ホーム☎(22)3113
	第2・4月曜日(祝日を除く) 13：00～21：00 第1・3土曜日(祝日を除く) 13：00～16：00	大平勤労青少年ホーム☎(43)5191

くらしの窓

携帯電話への架空請求と、プリペイド型電子マネー

携帯電話に「身に覚えのないサイトの利用料金の未納を警告する」メールが届いたことはありませんか。

数年前からある架空請求ですが、最近はお金のやり取りの方法が変わってきました。以前は、WEBメールで「サイト利用料金のお支払いが確認できません。○○銀行○○支店○○口座に振り込んでください」というものが多く見られましたが、いわゆる「振り込め詐欺救済法※」の施行により口座番号を記載してあるメールは少なくなりました。

最近増加しているのが「サイト利用料金のお支払いが確認できません。○○-○○○○-○○○○に お電話ください」というショートメール（メッセージ）が届く手口です。突然のメールに驚いてその番号に電話をすると「有料サイト利用の証拠がある。コンビニエンスストアのプリペイドカードに入金し、カードの番号を連絡するように」と要求されます。利用方法がわからないと話すと、コンビニについたらまた電話をするように言われ、携帯電話で指示をされながら気づいた時にはプリペイドカードで数万円の支払いをさせられている場合があります。

口座振り込みやカード払いの場合、金融機関や、クレジットカード会社には様々な消費者を保護する制度があり、トラブルにあっても解決できる可能性がある場合があります。しかし、プリペイドカード払いの場合は支払ったお金が戻って来ることはとても難しいのです。インターネットショッピングや、オークション、メールでの料金請求の際「コンビニエンスストアのプリペイドカード払い」を要求された場合は注意が必要です。

この支払い方法のトラブルは口座振り込みなどを知らないことから今までターゲットにならなかった小・中学生にも及んでいます。どんな場合でも、お金を請求するような電話やメールが来た時は、支払わずに消費生活センターに相談してください。コンビニエンスストアで困っている小・中学生を見かけた場合は、保護者と一緒に消費生活センターに相談するように、お声掛けをお願いします。

※犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律

◆**問合先**
消費生活センター（入舟庁舎／☎(23)8899）